

昭和五十五年二月二十二日受領
答 弁 第 二 一 号

(質問の 二)

内閣衆質九一第二号

昭和五十五年二月二十二日

内閣総理大臣 大 平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員岩垂寿喜男君提出基地問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岩垂寿喜男君提出基地問題に関する質問に対する答弁書

一について

1から4まで 御質問の事故発生状況等については、別表第一から別表第四までに示すとおりである。

5 昭和五十五年一月三十一日現在の総飛行時間により算出した資料によれば、我が国におけるボーイング727の事故率は、飛行時間十萬時間当たりの数値である。以下同じ。は〇・三、ダグラスDC-8の事故率は〇・二となっている。また、昭和五十四年十二月三十一日現在の総飛行時間により算出した資料によれば、自衛隊のF-4Jファントムの事故率は、六・九となっている。

二について

1及び2 厚木飛行場周辺における騒音についての調査は、次のとおり実施した。

第一次調査 昭和五十年八月二十五日から同月二十八日まで

第二次調査 昭和五十一年一月七日

第三次調査 昭和五十二年九月十二日から同月十四日まで

第四次調査 昭和五十二年九月二十七日

第五次調査 昭和五十二年十二月十九日から同月二十日まで

第一次調査では、厚木飛行場の滑走路の中心から、北側十三キロメートル、南側十二キロメートル、東側二キロメートル及び西側四キロメートルの範囲内の地域で、滑走路近傍では約五百メートルから約一キロメートル間隔に、その周辺部では約一キロメートルから約二キロメートル間隔に約二百の測定地点を選定し、これらの測定地点において調査を実施した。

第二次調査から第五次調査までは、第一次調査の補足調査を実施し、主として機種別、季節

別のデータを補足している。

これらの調査では、各測定地点において、調査員が普通騒音計を用い、厚木飛行場を使用して行われる航空機の離着陸等による騒音のピークレベル等を機種別に測定した。

これらの調査により得られた膨大な資料をもとにW E C P N L値を算定し、八十五W E C P N L以上の区域を基準として第一種区域を指定し、昭和五十四年九月五日防衛施設庁告示第十八号をもつて告示したところである。

3 厚木飛行場における合衆国軍隊の航空機に係る昭和五十三年度及び五十四年度の月別の全管制回数概数は、次のとおりである。

昭五三年度			昭五四年度		
四月	二、一〇〇		四月	一、七〇〇	
五月	一、九〇〇		五月	一、六〇〇	
六月	二、六〇〇		六月	一、五〇〇	

三月	二月	一月	一二月	一月	一〇月	九月	八月	七月
一、八〇〇	一、七〇〇	二、四〇〇	一、五〇〇	一、七〇〇	二、二〇〇	一、七〇〇	二、七〇〇	二、六〇〇
							二、一〇〇	二、四〇〇
					九〇〇	六〇〇	六〇〇	

注 昭和五四年度は、同年一二月現在である。

4 厚木飛行場における航空交通管制は、航空法等関係法規に基づいて、飛行場管制業務及び着陸誘導管制業務を行っており、厚木飛行場に離着陸するすべての航空機を対象として同一基準で管制している。

三について

アメリカ合衆国及びドイツ連邦共和国の航空基地に関する航空機の騒音規制等は承知してい

ないが、自衛隊の航空基地における騒音規制、飛行規制については、エンジンテスト、場周経路、場周高度、飛行時間帯等について各基地の立地条件に応じ、基地ごとに自主的に規制措置を講じているところである。

右答弁する。

別表第一

墜落又は落下物の別	発生年月日	発生場所	機種	事故の原因	被害の状況
墜下物	昭三五・七・一〇	神奈川県高座郡海老名町	ビーチクラフト		農地、立木損傷
墜下物	昭三五・七・二九	神奈川県小田原市			立木損傷
墜下物	昭三五・一〇・一〇	神奈川県大和市			家屋一部損壊一戸
墜落	昭三六・一・一一	神奈川県厚木市			農地損傷
墜落	昭三六・一・一八	神奈川県大和市	F-4D		電線、電柱、電話線損傷
墜下物	昭三六・三・二四	神奈川県大和市	F-8U		農地、立木損傷
墜落	昭三六・四・二一	神奈川県藤沢市	AD4-2		死亡一名、負傷二名、家屋全焼七戸、家屋半焼一戸、農地損傷家屋一部損壊一戸
墜下物	昭三六・八・七	神奈川県藤沢市			山林損傷
墜落	昭三六・一〇・二四	静岡県田方郡戸田村			負傷一名、農地損傷
墜落	昭三六・一一・二七	神奈川県横浜市戸塚区	F-8U		農地損傷
墜下物	昭三六・一二・二七	神奈川県大和市			農地損傷
墜落	昭三七・八・一一	神奈川県大和市	A-4D		農地、鉄道破損、農地損傷
墜下物	昭三七・一一・七	神奈川県津久井郡藤野町			立木損傷
墜下物	昭三七・一一・二三	神奈川県横浜市戸塚区	A-4D		立木損傷
墜落	昭三八・七・五	神奈川県足柄下郡箱根町	A-4C		有料道路破損
墜落	昭三八・一二・二三	神奈川県平塚市	UH-25B	エンジン故障	農道破損
墜落	昭三九・一・一六	神奈川県高座郡座間町			車両、送電線破損、農地損傷
墜下物	昭三九・三・一八	神奈川県横須賀市	F-8U		道路破損

墜落	墜落	墜落	墜落	墜落	墜落	墜落	墜落	墜落	墜落	墜落	墜落	墜落
昭三九・四・五	昭三九・四・二〇	昭三九・七・三一	昭三九・九・八	昭三九・一〇・六	昭三九・一二・八	昭四〇・六・二五	昭四一・六・六	昭四五・七・一〇	昭四六・六・二六	昭四六・八・二四	昭四八・一一・一二	昭五二・九・二七
東京都町田市	神奈川県鎌倉市	神奈川県藤沢市	神奈川県大和市	神奈川県横浜市金沢区	神奈川県愛甲郡清川村	神奈川県大和市	神奈川県大和市	神奈川県相模原市	神奈川県相模原市	神奈川県横浜市中区	神奈川県東八代郡芦川村	神奈川県横浜市緑区
RF—8A	F—4B	F—4B	F—8C	UH—2A	F—8A	A—4C	A—6	F—4C	A—4	F—8J	A—7	RF—4B
		エンジン故障							エンジン故障			部品組付不良
死亡四名、負傷二九名、家屋全焼四戸、一部損壊二一戸	すだれ汚損	農地、立木損傷	死亡五名、負傷五名、家屋全焼三戸、一部損壊一戸、農地損傷	山林損傷	家屋全焼三戸、一部損壊三戸、山林、農地損傷	農地損傷	家屋一部損壊一戸	家屋一部損壊一戸	負傷一名、農地損傷	家屋一部損壊一戸、山林損傷	山林損傷	死亡二名、負傷七名、家屋全焼二戸、一部損壊一八戸

注 この表においては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一八条第五項により処理された事故を掲げている。

別表第二

墜落	墜落	墜落又は落下物による事故の別
昭五一・二・二	昭四八・六・二一	発生年月日
大島から二三〇度三五マイルの海上	厚木飛行場南方一キロメートル	発生場所
S2F-1	S2F-1	機種
	操縦上の過誤	事故の原因
三名死亡、一名負傷、航空機一機破壊	一名負傷、航空機一機破壊	被害の状況

別表第三

年度	発生件数	死亡	負傷	家屋損壊
昭三五	二二	一名	四名	二二戸
昭三六	一九	一名	四名	二二戸
昭三七	一八	一名	四名	二二戸
昭三八	一〇	一名	三名	二六戸
昭三九	一五	一名	三名	二八戸
昭四〇	八	一名	二名	三四戸
昭四一	八	一名	二名	三四戸

昭四二	三		
昭四三	三		
昭四四	四		
昭四五	四		
昭四六	三		
昭四七	三		
昭四八	三		
昭四九	一		
昭五〇	二		
昭五一	三		
昭五二	四	二	
昭五三	四		七
昭五四	二		二〇

注一 この表においては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一八条第五項により処理された事故を掲げている。

二 昭和三五年度は、同年六月二三日以降に発生した事故である。

三 昭和五四年度は、昭和五五年一月三一日現在である。

別表第四

年度	発生件数	死亡被	傷害の	航空機破壊	状況
昭二九	四	四	四	四	戸
昭三〇	一六	三	一	一	二
昭三一	一	二	一	一	二
昭三二	二	二	一	一	二
昭三三	一	二	一	一	二
昭三四	一	二	一	一	二
昭三五	三	九	二	二	三
昭三六	九	八	八	〇	三
昭三七	二	二	二	三	三
昭三八	三	四	四	三	一
昭三九	五	四	六	八	〇
昭四〇	五	二	三	五	一
昭四一	三	一	五	五	二
昭四二	四	一	三	五	二
昭四三	一	一	一	一	二
昭四四	三	四	五	三	三
昭四五	二	二	七	二	三

昭五四	昭五三	昭五二	昭五一	昭五〇	昭四九	昭四八	昭四七	昭四六
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

五	八	一六	一六	八	六	九	七	〇
---	---	----	----	---	---	---	---	---

二	一七	一八	四	一	一六	一六	一	一八六
---	----	----	---	---	----	----	---	-----

四	二	五	八	三	八	六	四
---	---	---	---	---	---	---	---

五	八	一七	六	八	七	九	七	一
---	---	----	---	---	---	---	---	---

三	五	一	八
---	---	---	---

注 昭和五四年度は、昭和五五年一月三十一日現在である。